

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和元年8月22日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前10時24分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第3回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市手数料に関することについて (財政課)
- ② 水戸市印鑑に関することについて (市民課)
- ③ 千波市民センター建設事業について (市民生活課)

2 出席委員(7名)

委員 長	小 泉 康 二 君	副委員 長	佐 藤 昭 雄 君
委 員	滑 川 友 理 君	委 員	田 中 真 己 君
委 員	高 倉 富 士 男 君	委 員	須 田 浩 和 君
委 員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

市長公室長	武 田 秀 君	国体推進局長	小 嶋 いつみ 君
国体推進局 参事兼 国体競技課長	大久保 克 哉 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	長谷川 昌 人 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君
国体総務課長	村 沢 晶 弘 君		
総務部長	荒 井 宰 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政改革課長	熊 田 泰 瑞 君
中核市移行 推進課長	宮 川 孝 光 君	財産活用課長	谷 津 茂 男 君
財務部長	園 部 孝 雄 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君

財政課長	梅澤正樹君	契約検査課長	青山和夫君
市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	鈴木吉昭君	市民協働部長 市副部長	横須賀好洋君
市民協働部 技監	大和直文君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	太田達彦君
市民生活課長	小川邦明君	防災・危機 管理課長	小林良導君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館 整備課長	篠原芳之君
スポーツ課長	柏直樹君	男女平等 参画課長	石塚美也君
市民課長	高安正紀君		
生活環境部長	川上幸一君	生活環境部 副部長	佐藤則行君
生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠原勤君	生活環境部 参事兼 清掃事務所長	齋藤利光君
環境課長	林栄一君	衛生管理課長	渡邊徳子君
廃棄物対策 準備課長	亀井俊道君	新ごみ処理 施設整備課長	宮田正一君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	石田顕男君		
監査委員 事務局長	綿引信明君	監査委員 事務局次長	和田隆君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局 次長兼 総務課長	関谷勇君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	永井直人君	書記	島田祐輔君
--------	-------	----	-------

午前10時 1分 開議

○小泉委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は3件でございますが、日程中(1)及び(2)の2件につきましては、いずれも第3回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので御了承願います。

それでは、初めに(1)の水戸市手数料に関することについて、執行部から説明願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、水戸市手数料に関することについて、財政課提出資料をもとに御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、これの改正に伴いまして、この政令に準じて規定している手数料の額を改定するものでございます。

2の改正内容につきましては、危険物を取り扱う貯蔵所の設置許可申請手数料のうち、浮き屋根式と浮きぶたつきの特定屋外タンク貯蔵所につきまして、3つの区分の手数料を改定するものでございます。額につきましては、158万円が159万円ということで、それぞれ3つの区分とも1万円の改定となるものでございます。

なお、本市におきましては、この対象となる施設は存在しておりません。

3の施行期日でございますが、政令の施行日にあわせまして令和元年10月1日とするものでございます。

次ページ以降に新旧対照表及び参照条文を添付してございますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上です。

○小泉委員長 次に、(2)の水戸市印鑑に関することについて、執行部から説明願います。

高安市民課長。

○高安市民課長 それでは、水戸市印鑑に関することについて、市民課提出の総務環境委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、住民基本台帳法施行令の改正により、住民票への旧氏の記載が可能となることに伴い、印鑑登録においても住民票にあわせて旧氏の登録を可能とするため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を追加するとともに、旧氏をあらわしている印鑑を登録できるものとするものでございます。

3の施行期日につきましては、住民基本台帳法施行令の施行日とあわせまして、令和元年11月5日とするものでございます。

2ページから5ページに新旧対照表を、6ページ以降に参照条文を記載しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 以上で、第3回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

次に、(3)の千波市民センター建設事業について、執行部から説明願います。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 千波市民センター建設事業について、市民協働部市民生活課提出の資料により御報告させていただきます。

市では、これまで千波地区において町内会、自治会や関連団体の代表者、地元小学校など約20名の皆様による検討委員会を立ち上げ、建設用地内のレイアウトや部屋の間取り、使い勝手のよさなど、地域の皆様から親しまれ、利用しやすい施設となるようさまざまな視点から御意見、御要望をいただきながら、検討、協議を進めてまいりました。このたび、千波市民センター建設事業の基本設計がまとまりましたので御報告申し上げます。

1の建設地につきましては、2ページ、3ページの位置図とあわせてごらんいただきたいと思います。千波地区でございます通称御茶園通りの南側に位置してございます水戸市千波町114番地の1ほかで、敷地面積は2,572.33平方メートルになります。

1ページにお戻りいただきまして、2の施設概要につきましては、構造は鉄骨造平屋建て、延べ床面積は850.62平方メートルとなっております。(3)の室名につきましては、4ページの図面とあわせてごらんいただきたいと思います。従来のも市民センターと同様にホールや会議室、多目的ルーム、コミュニティールーム、授乳室等を配置してまいります。さらに、防災拠点施設としての充実を図るため、雨水貯留タンクや防災倉庫などを配置してまいります。

3のスケジュールにつきましては、令和元年度には基本・実施設計のほか、地質調査や整地工事等を行い、令和2年度から令和3年度の2カ年にわたり建設工事を進め、令和3年度の完成を目指してまいります。参考といたしまして、3か年実施計画において概算事業費といたしまして3億1,200万円を位置づけております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 建設地の用地につきましては、地権者さんの寄附というふう聞いておりますが、それは市のほうに寄附はもう済んだんでしょうか、これからでしょうか。

○小泉委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 測量または分筆等の詳細な測量等を行っておりまして、今月中には土地の寄附の申し込み申請を受ける予定となっております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 私も現地を見学させてもらったんですけども、まだもちろん当該地権者さんの持ち物であって、いろんなものがあつたわけですけども、今年度内に整地工事というふうになってはいますが、それは予定どおりできる見通しでいらっしゃるということによろしいでしょうか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 はい、今年度の秋ごろに整地工事の発注を行ってまいりたいということで計画してございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 それから、2の施設概要ですけれども、水戸市で持っている地区の人口規模と施設規模の規準というものがあったと思うんですが、それに照らしてこれはどういうふうになっているんでしょうか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 これまで市民センターの整備に当たりまして、人口が5,000人以上の地区においては、延べ床面積は約800平方メートルを標準的な基準として整備してきたところでございます。今回の施設については、850.62平方メートルを計画しておりますので、適正であるという認識を持っております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 現況の千波市民センター、非常に狭隘でして、使い勝手のいいものにしてほしいというのは地域の要望だろうというふうに思うんですが、検討委員会でいろいろ議論、意見、要望を聞いてきたということなので、それが尊重されている設計なんだろうというふうに思いますが、一つだけ聞きたいのは、一番後ろのページの平面図にありますけれども、図面でいうと東方向ですかね、3ページの位置図を見ると東方向にも道路はあるんですけれども、接道している部分に入り口、東側にはないようなんですけれども、南北方向と西方向ですか、入り口ということになっているわけですが、これは何か設計上意味があるのか、その点だけ。将来の使い勝手の問題としてどうなのかなとちょっと思ったものですから、お聞かせいただきたいと思えます。

○小泉委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今計画におきましては、北側、南側、西側に出入り口を設ける予定となっております、東側、地図でいうと3ページ側に道路がございますけれども、ここの道路につきましては個人の持つ私有地でございます、私有地に面した出入り口を設けることは適当でないと判断したものでございます。

○小泉委員長 ほかにございますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で報告事項を終わります。

次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 8月9日の総務環境委員会において御報告させていただきました市民センターにおける事故についてのうち、提出資料に記載した傷害の程度等の首及び肩の打撲と診断されたという内容につき

まして、改めて御報告させていただきます。

提出資料に記載した診断内容につきましては、当事者と市の面談において診察結果を口頭でいただいたものをそのまま表記したものでございます。傷害の程度等につきましては、8月19日付で医師の診断書が届き、頭部、背部挫傷及び両肩打撲であることが確認できましたので、訂正いたしましておわび申し上げます。今後は、和解に向けた話し合いを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら発言をお願いします。

福島委員。

○福島委員 今、診断書が届いたと。それは全治何週間なの。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 診断書中には全治何日という表記はございません。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、全国市有物件災害共済会にどういう報告をするの。何カ月とも書いていないということは、何年も何十年もかかるということも言えるんだよ。違いますか。いや、俺が言うのは間違いで現実はこうですと言えればいいんだよ。だって市有物件災害共済会から賠償金を払うんでしょ。払うのには診断書を添付するんだよ。その診断書が全治何週間とも何カ月とも書いていないんだから、じゃ、損害賠償はどうやって計算するの。それを教えてくれるかな。

○小泉委員長 必要書類、今後の流れ等も含めて御答弁願います。

小川課長。

○小川市民生活課長 診断書におきましては、治療は終了ということになっておりまして、今後賠償の内容等につきましては、全国市有物件災害共済会の指定の保険会社等と協議を進めてまいり、内容の調整を行ってまいります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 それはみんなあなたが交渉するの。それとも、人事課、総務でやるの。だって、担当者が全国市有物件災害共済会と交渉するの。そういう行政のシステムはどうなっているの。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 保険業者との対応につきましては、所管担当課のほうで行ってまいります。

○小泉委員長 それは市民生活課がということですか。

○小川市民生活課長 失礼いたしました。市民生活課のほうで行ってまいります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 それで、これから通院とか入院とか治療費とか、全て損害賠償として積算しなきゃならないんだけど、その積算は誰がやるの、あなたがやるの。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 賠償の提示の積算につきましては保険会社のほうで行いますが、それに関する資料等の収集は市民生活課のほうで行ってまいります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 あなた方、書類を書いても、この総務環境委員会に提出された書類は公文書なんだよ。要するに、事故報告に対してそれは違いますとか間違っていましたとは言えないんだよ、普通は。だから、この所管の委員会に出した提出書類の中に診断されたと言って、誰が診断したんだと言ったら医者がやったんだという。診断書があるのかと聞いたら、ないということだからこういう話になるの。だから、市有物件災害共済会に提出書類は何を出すの。一切幾らかかりましたという金額は出さないの、また幾らかかりますという予測でいいの。それとも、計算は全部向こうでやってくれるという話だから、あなたが出す書類は何なの、診断書を出せばみんな向こうで来てやってくれるの。本当のこと教えてくれ、本当のこと。わからないことはわからないでいいんだよ、次回また答えればいいんだから。いいかげんなことは答弁しないでくれ。

○小泉委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

これまで通院しました治療費の領収書ですとか、また通院にかかわった交通費等の積算もご置きます。また、診断書の証明書発行にかかわったお金とかもご置きますので、そちら等々の資料を収集して、保険会社のほうに提出してまいります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 それは、そうすると、これから一生やることなの。結果、幾らかかったよというのは幾らかかったよと言えればいいんだ。これから最後までどのような手続をするんだと、それを聞いているんだよ。例えば、なぜ聞くかという、市有物件災害共済会からの入金は、一々委員会に報告するんだ、幾ら入って幾ら出た。だから聞いているんだよ。要するに、公金の取り扱いについて、入出金は委員会の報告をするわけだ。そうすると今後どうなっちゃうんだと。そうでしょう。だから、事故が起きましたと報告するんだよ。だから、それをあなたやったことないでしょう、今まで経験があるの。だから、いいかげんなことは答えるなというのは厳しい質問かもしれないけれども、間違いは許されないんだから、わからなければ次回によく調査をして報告する、それでいいんだよ。子どもの答えじゃないんだよ、今まで通院費がかかって入院費がかかって、それを請求して払うんだ。これからどうするんだ、いつまでやるの、そこなんだよ。だから、きちんと常識的な、我々に今まで出された委員会の診断書というのは、全治何週間とか、全治何カ月とかいうのが診断書として報告されているんだよ、今までは。それが一切ないと言え、査定が我々は想像つかないから聞いている。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、そういうことがあったときに市有物件災害共済会、ここに行く話なんだけれども、今あなたたちがやること、こちらの市役所でやることは、その何日云々とか、何かいろんな資料を集めるよと、ほら交通事故なんか起こった場合に市有災害も使うけれども、それは普通だったら、私がやっている保険会社に全部任せちゃうじゃない、一回謝って。謝るなり謝らないなりあると思うけれども。そうすると保険会社が向こうの病院に聞いて、何日間入院するんですかと、とりあえず症状はこうですよ、何日間実入院がありましたかというような形を多分とることが多いんだと思うの、普通はね。今聞いたら、そうすると、いろんなそのデータに関してはこっちで集めて保険会社に渡すんだよ。今度何日入院したとかそういうの

はこっちでとるの。保険会社が病院に問い合わせをして、そこで賠償金のほうを決定していくの。基本的には、その保険会社が結局僕らの保険と一緒に、全部やって、それで大体幾らでしたというふうなことを最後に報告するだけではないのですか、こちらで多少資料を集めるにしても。入院日数なんかもこっちが調べてやるのですか。

○小泉委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 通院日数とかは市民生活課のほうで調べて保険業者のほうに報告を行います。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、その通院日数とかが適正だとかというのは当然病院のほうで判断するだけで、こちらが何も言えずに、とりあえず通院日数に関しては保険会社にこうやって提出、保険会社が相手に対して、じゃ、幾ら幾らですという支払いをするというのがシステムなのね。わかりました。その確認だけ。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 要望はしておくけど、なぜ大変かという、全治が決まらなると後で裁判沙汰になるんだよ。そうだろう、損害賠償で市有物件災害共済会では例えば100万円しか払わないよと、いや、これは慰謝料だの何だの弁護士入って計算したら150万円ですよと。そういう訴訟をされたときに議会がかかわるんだよ。だから、簡単にこれだけかかった、それだけ払えばいいという問題じゃないんだよ。損害賠償とか慰謝料とかそういう問題が起きたときにどうするんだということを考えれば、当初から全治何週間ですよ、何カ月ですよと、それ以上の分については払いませんよというような了解を前提としてあげなければならないということだから、こういう話は幾らやったって、言いたくないし、したくないんで、ただ間違えが許せないから、相手に対して誠心誠意この問題解決に当たってちょうだい。あとはいいよ、あとは、ただ、問題が起きないようにね。

○小泉委員長 治療がまだ継続しているのか完了しているのかということをお願いします。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 ただいまの委員長からのことですが、治療のほうにつきましては終了しているということで、当事者のほうも以上をもって和解に向けた話し合いをしたいというお話を口頭で伺ってございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時24分 散会